

市野倉北町会 防犯灯新規設置・移設基準及び手続き

令和4年12月1日

市野倉北町会 会長 宮嶋 勝

1. 基本方針

犯罪の抑制及び町会員の利便性等を考慮し、次の3条件を満たした場合には、
新規に防犯灯を設置できるものとする。

条件：(1)財源の確保 (2) 設置条件に適合 (3)役員会での承認

2. 適用

令和5年(2023年)1月1日以降の新規設置及び移設案件

既存防犯灯は、そのまま継続して利用する。

但し、既存防犯灯をチェックし、撤去、統合可能な防犯灯は、
故障時などに撤去、統合する。

3. 設置場所

私道 建築基準法42条の私道で、公共性が認められること。

公共性：複数戸が利用すること

4. 設置条件

①長さ20m以上、幅1.5m以上の私道上であること。

②当該私道内に、防犯灯を設置可能な電柱等が有ること。

専用ポールは設置しない。

③防犯灯の恩恵が4戸以上(公道に面した世帯を除く)によよぶこと。

アパート等ビジネス目的の建物は、町会員が居住している場合のみ
恩恵の戸数にふくめる。

④設置は、1私道につき原則1か所とするが、私道が長い場合は、

既存の防犯灯から20m以上の間隔をとり、追加設置出来るものとする。

⑤障害物等(樹木など)がなく、設置した効果が100%得られること。

5. 照明の種類

LED照明 10VAタイプ 明るさセンサー付き

6. 承認手続き

防犯部長が提案し、役員会の承認を要する。

防犯部長は、提案にあたって事前に現場を確認して、

当基準に適合しているか、否か調査すること。

7. 公平性の徹底

新設にあたっては、公平性を守ること。

8. その他

①新設にあたり、影響を受ける近隣世帯の同意を得ること。

(理由：LEDは光が強く、これを嫌う人も存在する。)

②新設にあたり、障害物(樹木の枝葉等)で防犯灯の効果が低減すると予想される場合、

当該障害物の所有者の自発的撤去等により、

防犯灯の効果が100%発揮可能な状態であること。